

公益財団法人 鍋島報効会定款

当法人は、佐賀県下における文化・教育の振興に資し、かつ奨励助成するとともに、社会事業に貢献することを目的に、佐賀藩主鍋島家第12代当主鍋島直映により、佐賀における所有地の大部分を投じて、昭和15年8月に旧民法法人「財団法人鍋島報効会」として設立された。

当法人の財産は、設立当初の鍋島直映から出捐された不動産、徴古館などの財産、第13代鍋島直泰から寄附された残余の不動産及び第14代鍋島直要から寄附された鍋島家伝来資料が主体であることを、公益財団法人鍋島報効会の定款を新たに策定するに当たり、ここに明記するものである。

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、公益財団法人鍋島報効会(以下「本会」という。)と称する。

(事務所)

第2条 本会は、事務所を佐賀県佐賀市に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 本会は、佐賀県下における文化及び教育の振興に資し、かつ、これを奨励助成するとともに社会事業に貢献することを目的とする。

(事業)

第4条 本会は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 登録博物館「徴古館」の経営
- (2) 郷土の史跡及び郷閭の偉人並びに傑士の遺跡保存事業
- (3) 文化及び教育事業に対する奨励助成
- (4) 福祉事業に対する助成
- (5) その他前条の目的を達成するために必要と認められる事業

2 前項各号の事業は、佐賀県において行うものとする。

第3章 資産及び会計

(財産の種類)

第5条 本会の資産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 本会設立当時、設立者である侯爵鍋島直映から出捐された財産並びに第 13 代鍋島直泰及び第 14 代鍋島直要から寄附された財産
- (2) 資産から生ずる果実
- (3) 寄附金品
- (4) その他の雑収入

(基本財産)

第 6 条 前条第 1 号の財産及び基本財産とすることを指定して寄附された財産並びに理事会の決議を経て繰り入れた財産をもって本会の目的である事業を行うために不可欠な基本財産とする。

- 2 基本財産の元本は、これを費消してはならず、やむを得ない事由により基本財産を処分し、及び基本財産から除外する場合は、理事会の決議を経た上で評議員会の承認を得てこれを行う。

(財産の管理)

第 7 条 本会の資産は、別に定める規程により、理事長がこれを管理する。

(事業年度)

第 8 条 本会の事業年度は、毎年 4 月 1 日に始まり翌年 3 月 31 日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第 9 条 本会の事業計画書、収支予算書並びに資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類は、理事長が作成し、毎事業年度開始の日の前日までに理事会の決議を得なければならない。これを変更する場合も、同様とする。

- 2 前項の書類については、毎事業年度の開始の日の前日までに佐賀県知事に提出するとともに事務所に当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第 10 条 本会の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後 3 箇月以内に、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の決議を経て定時評議員会に提出し、第 1 号及び第 2 号の書類についてはその内容を報告し、第 3 号から第 6 号までの書類については承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 正味財産増減計算書
- (5) 貸借対照表及び正味財産増減計算書の附属明細書
- (6) 財産目録

- 2 前項の書類のほか、次の書類を事務所に 5 年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款を事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

- (1) 監査報告

- (2) 理事及び監事並びに評議員の名簿
 - (3) 理事及び監事並びに評議員の報酬等の支給の基準を記載した書類
 - (4) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類
- 3 第1項の書類については、毎事業年度終了後3箇月以内に佐賀県知事に提出しなければならない。

(公益目的取得財産残額の算定)

第11条 理事長は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則(平成19年内閣府令第68号)第48条の規定に基づき、毎事業年度、当該事業年度の末日における公益目的取得財産残額を算定し、前条第2項第4号の書類に記載するものとする。

(借入金)

第12条 収支予算で定めるものを除くほか、本会が借入金(その事業年度内の収支をもって償還する短期借入金を除く。)その他新たな義務を負担し、又は権利を放棄しようとするときは、理事会の決議を得なければならない。

第4章 会長及び顧問

(会長)

第13条 本会に会長を置くことができる。

- 2 会長は、設立者である侯爵鍋島直映の後嗣をもってこれに充てる。
- 3 理事会は、本会並びに登録博物館「徴古館」の運営において必要な事項について、会長から意見を聞くことができる。

(顧問)

第14条 理事長は、理事会の決議を経て、顧問を囑託することができる。

- 2 顧問は、本会の諮問に応ずるものとする。

第5章 役員

(役員の設定)

第15条 本会に次の役員を置く。

理事 6名以上10名以内

監事 1名以上2名以内

- 2 理事のうち1名を理事長、2名以内を常務理事とする。
- 3 前項の理事長をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(平成18年法律第48号。以下「法人法」という。)第197条で準用する法人法第91条第1項第1号に規定する代表理事とし、常務理事をもって法人法第197条で準

用する法人法第91条第1項第2号に規定する業務執行理事とする。

(役員の選任)

第16条 役員は、評議員会の決議によって選任する。

- 2 理事長及び常務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。
- 3 理事のうちには、理事のいずれか1名及びその親族その他租税特別措置法施行令(昭和32年政令第43号)第25条の17第6項第1号に定める特殊の関係がある者(以下「その他特殊の関係がある者」という。)の合計数が理事総数の3分の1を超えて含まれることにはならない。
- 4 他の同一の団体(公益法人を除く。)の役員又は使用人若しくは職員等である理事の合計数が理事総数の3分の1を超えて含まれることにはならない。監事についても同様とする。
- 5 本会の監事には、本会の理事(親族その他特殊の関係がある者を含む。)及び評議員(親族その他特殊の関係がある者を含む。)並びに本会の職員が含まれてはならない。また、各監事は、相互に親族その他特殊の関係があってはならない。

(理事の職務及び権限)

第17条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款の定めるところにより、職務を執行する。

- 2 理事長は、法令及びこの定款の定めるところにより、本会を代表し、その業務を執行し、理事会の議長となる。
- 3 常務理事は、理事長を補佐し、本会の業務を掌る。
- 4 理事長及び常務理事は、毎事業年度に4箇月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。
- 5 理事長は、重要事項及び予算についてはその都度、決算、資産の状況及び事業の概要については、事業年度終了後3箇月以内に会長に報告するものとする。

(保有株式等に係る議決権行使の制限)

第18条 本会が保有する株式及び出資について、その株式及び出資に係る議決権を行使する場合には、あらかじめ理事会において理事総数の3分の2以上の承認を要する。

(監事の職務及び権限)

第19条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令の定めるところにより、監査報告を作成する。

- 2 監事は、いつでも、理事及び職員に対して事業の報告を求め、本会の業務及び財産の状況の調査をすることができる。
- 3 監事は、理事会及び評議員会に出席して意見を述べることができる。

(役員の任期)

第20条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに

- 関する定時評議員会の終結の時までとする。但し、再任を妨げない。
- 2 監事の任期は、2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結のときまでとし、再任を妨げない。
 - 3 理事又は監事は、任期の満了又は辞任により退任したことにより、第15条に定める定数を欠くこととなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、理事又は監事としての権利義務を有する。
 - 4 理事又は監事に欠員を生じた場合においてその補欠として選任された者の任期は、前任者の残任期間とする。

(役員の解任)

第21条 理事又は監事のうち次のいずれかに該当するときは評議員会の決議により解任することができる。

- (1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。
- (2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えられないとき。
- (3) 不適任と認められるとき。

(役員の報酬等)

第22条 役員に対して、評議員会において別に定める総額の範囲内で、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

- 2 役員には、その職務を行うために要する費用を弁償することができる。

(役員の責任免除)

第23条 本会は、法人法第198条で準用する法人法第114条第1項の規定により、任務を怠ったことによる理事及び監事（理事及び監事であった者を含む。）の損害賠償責任について、賠償の責任を負う額から法人法第198条において準用する法人法第113条第1項第2号に掲げる額を控除して得た額を限度として、理事会の決議によって免除することができる。

第6章 理事会

(構成)

第24条 理事会は、全ての理事をもって構成する。

(権限)

第25条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) 本会の業務執行の決定
 - (2) 理事の職務の執行の監督
 - (3) 理事長及び常務理事の選定及び解職
- 2 理事会は、次に掲げる事項その他の重要な業務執行の決定を理事に委任する

ことができない。

- (1) 重要な財産の処分及び譲受け
- (2) 多額の借財
- (3) 重要な使用人の選任及び解任
- (4) 従たる事務所その他重要な組織の設置、変更及び廃止
- (5) 内部管理体制の整備

(招集)

第 26 条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

(決議)

第 27 条 理事会は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、法人法第 197 条において準用する法人法第 96 条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第 28 条 理事会は、法令の定めるところにより議事録を作成し、出席した理事長及び監事が署名捺印の上、これを保存するものとする。

第 7 章 評議員

(評議員の定数)

第 29 条 本会に評議員 6 名以上 10 名以内を置く。

(評議員の選任及び解任)

第 30 条 評議員の選任及び解任は、法人法第 179 条から第 195 条までの規定に従い、評議員会において行う。

- 2 評議員を選任する場合には、次の各号の要件をいずれも満たさなければならない。

- (1) 理事のいずれか 1 名とその親族その他特殊の関係がある者の数又は評議員のうちいずれか 1 名及びその親族その他特殊の関係がある者の合計数が、評議員総数の 3 分の 1 を超えて含まれないものであること。また、評議員には、監事及びその親族その他特殊の関係がある者が含まれないものであること。
- (2) 他の同一の団体（公益法人を除く。）の次の から に該当する評議員の合計数が評議員の総数の 3 分の 1 を超えないものであること。

理事

使用人

当該他の同一の団体の理事以外の役員（法人でない団体で代表者又は管理

人の定めのあるものにあつては、その代表者又は管理人)又は業務を執行する社員である者

次に掲げる団体においてその職員(国会議員及び地方公共団体の議会の議員を除く。)である者

ア 国の機関

イ 地方公共団体

ウ 独立行政法人通則(平成11年法律第103号)法第2条第1項に規定する独立行政法人

エ 国立大学法人法(平成15年法律第112号)第2条第1項に規定する国立大学法人又は同条第3項に規定する大学共同利用機関法人

オ 地方独立行政法人法(平成15年法律第118号)第2条第1項に規定する地方独立行政法人

カ 特殊法人(特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人であつて、総務省設置法(平成11年法律第91号)第4条第15号の規定の適用を受けるものをいう。)又は認可法人(特別の法律により設立され、かつ、その設立に関し行政官庁の認可を要する法人をいう。)

(評議員の任期)

第31条 評議員の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

2 評議員は、任期の満了又は辞任により退任したことにより、第29条に定める定数を欠くこととなるときは、任期満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

3 評議員に欠員を生じた場合においてその補欠として選任された者の任期は、前任者の残任期間とする。

(評議員の報酬等)

第32条 評議員に対して、各年度の総額が500,000円を超えない範囲で、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従つて算定した額を、報酬として支給することができる。

2 評議員には、その職務を行うために要する費用を弁償することができる。

第8章 評議員会

(構成)

第33条 評議員会は、全ての評議員をもって構成する。

(権限)

第34条 評議員会は、次の事項について決議する。

- (1) 理事及び監事の選任及び解任
- (2) 理事及び監事の報酬等の額並びにそれらに関する規程
- (3) 評議員に対する報酬等の支給の基準

- (4) 貸借対照表、正味財産増減計算書及びこれらの附属明細書並びに財産目録の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 残余財産の処分
- (7) 基本財産の処分又は除外の承認
- (8) その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第 35 条 評議員会は、定時評議員会として毎事業年度終了後 3 箇月以内に 1 回開催するほか、必要がある場合に開催する。

(招集)

第 36 条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。

- 2 評議員は、理事長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。
- 3 評議員会の議長は、評議員の互選とする。

(決議)

第 37 条 評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の 3 分の 2 以上に当たる多数をもって行わなければならない。

- (1) 監事の解任
- (2) 評議員に対する報酬等の支給の基準
- (3) 定款の変更
- (4) 基本財産の処分又は除外の承認
- (5) その他法令で定められた事項

- 3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、候補者ごとに第 1 項の決議を行わなければならない。この場合において、理事又は監事の候補者の合計数が第 15 条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(議事録)

第 38 条 評議員会の議事については、法令の定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 出席した議長及び議長が指名した評議員 2 名は、前項の議事録に署名捺印する。

第9章 定款の変更及び解散

(定款施行規則)

第39条 本定款の施行に必要な規則は、理事会において別に定める。

(定款の変更)

第40条 本定款の変更は、理事会の決議を経た上で評議員会の承認を得てこれを行う。

2 前項の規定は、本定款第3条、第4条及び第30条についても適用する。

(解散)

第41条 本会は、基本財産の滅失による本会の目的である事業の成功の不能その他法令で定められた事由によって解散する。

(公益認定の取消し等に伴う贈与)

第42条 本会が公益認定の取消しの処分を受けた場合又は合併により法人が消滅する場合(その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く。)には、評議員会の決議を経て、公益目的取得財産残額に相当する額の財産を、当該公益認定の取消しの日又は当該合併の日から1箇月以内に、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律(平成18年法律第49号)第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

(残余財産の帰属)

第43条 本会が清算をする場合において有する残余財産は、評議員会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第10章 公告の方法

(公告の方法)

第44条 本会の公告は、電子公告により行う。ただし事故その他やむを得ない事由によって電子公告を行うことができない場合は、官報に掲載する方法により行う。

附 則

1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する

る法律（平成 18 年法律第 50 号）第 106 条第 1 項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。

2 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第 106 条第 1 項に定める特例民法法人の解散の登記と公益法人の設立の登記を行ったときは、第 8 条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。

3 第 16 条第 2 項の規定にかかわらず、本会の最初の理事長（代表理事）は、次に掲げる者とする。

堤 清行

4 本会の最初の理事は、次に掲げる者とする。

篠原 啓慶

藤口 悦子

高島 忠平

山田 陸三

野中 明

寺崎 宗俊

5 本会の最初の監事は、次に掲げる者とする。

野中 正陽

横尾 徹

6 本会の最初の評議員は、次に掲げる者とする。

北島 恭一

飯盛 邦尚

島 孝子

川本喜美子

指山 弘養

大西 憲治

大嶋 公子